

京都木材規格の概要(1)

1

背景と目的

背景と目的

2010年10月「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(木材利用促進法)」施行(国)

「低層公共建築物は原則木造化」の義務付け。

2011年3月「京都府産木材の利用促進に関する基本方針」策定(京都府)

府の公共事業における低層建築物の木造化をはじめ、あらゆる場面で木造・木質化の推進。原則として京都府産認証木材の使用が義務付け。

⇒府内26市町村すべてが基本方針を策定済



① 見積り・発注の目安となる「材面の品質」の業界基準の標準化

② 構造計算に必要な「含水率・曲げ性能(ヤング率)」の表示

③ 要求される品質を満たした木材製品の安定供給

以上が京都府産認証木材の供給者(取扱事業者)に求められることになる。

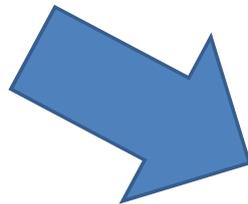


京都産木材の品質性能を表示するための独自規格「京都木材規格」の策定 2

京都産木材の品質表示の現状 (京都木材規格がない場合)

製材JAS(日本農林規格) による品質性能表示

- 高い信頼性
 - 全国的に通用する規格
 - ×取得・維持コストが高い
 - 府内では構造材認定工場は2社のみ(出荷実績はここ数年はほぼゼロ)
 - ※造作材認定工場は無し
- 安定供給できる体制にない**



各事業者が独自に 品質性能表示

- ×事業者によって基準が異なるため信頼性が低い

JASを取得する以外に品質性能を担保する方法がなく、
かといって中小企業にとってJAS取得は困難

製材の品質性能表示は各メーカーの自主性に任されていた
(第三者により品質性能が担保された京都産木材の圧倒的供給不足)³

京都木材規格(KTS:Kyoto Timber Standard)の趣旨

「京都木材規格」という**統一ルール**で
京都産木材の品質と性能を「測定」し「表示」する



測定



表示

「表示内容の標準化」「生産者の品質管理意識の向上」

品質性能が担保された京都産木材の安定供給

京都木材規格の概要(2)

1

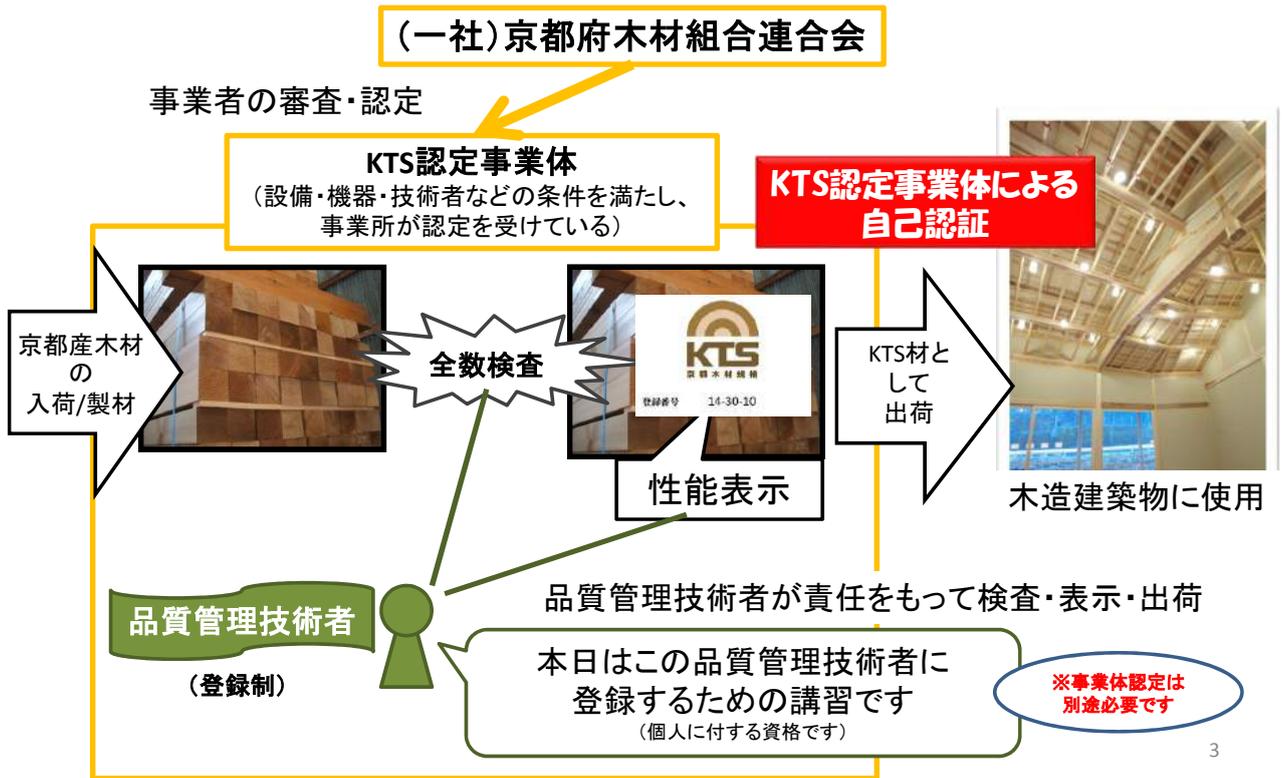
目次

1. 京都木材規格の趣旨
2. KTSの仕組み
3. KTSの製品品目
4. 認定事業体になるためには
5. 認定事業体の関する費用と任期
6. 認定事業体の責務
7. 認証機関による抜き打ち検査
8. クレーム対応と罰則規定
9. 性能の明示方法(ラベリング)
10. ラベルの取扱い

2

京都木材規格 (KTS: Kyoto Timber Standard) の趣旨

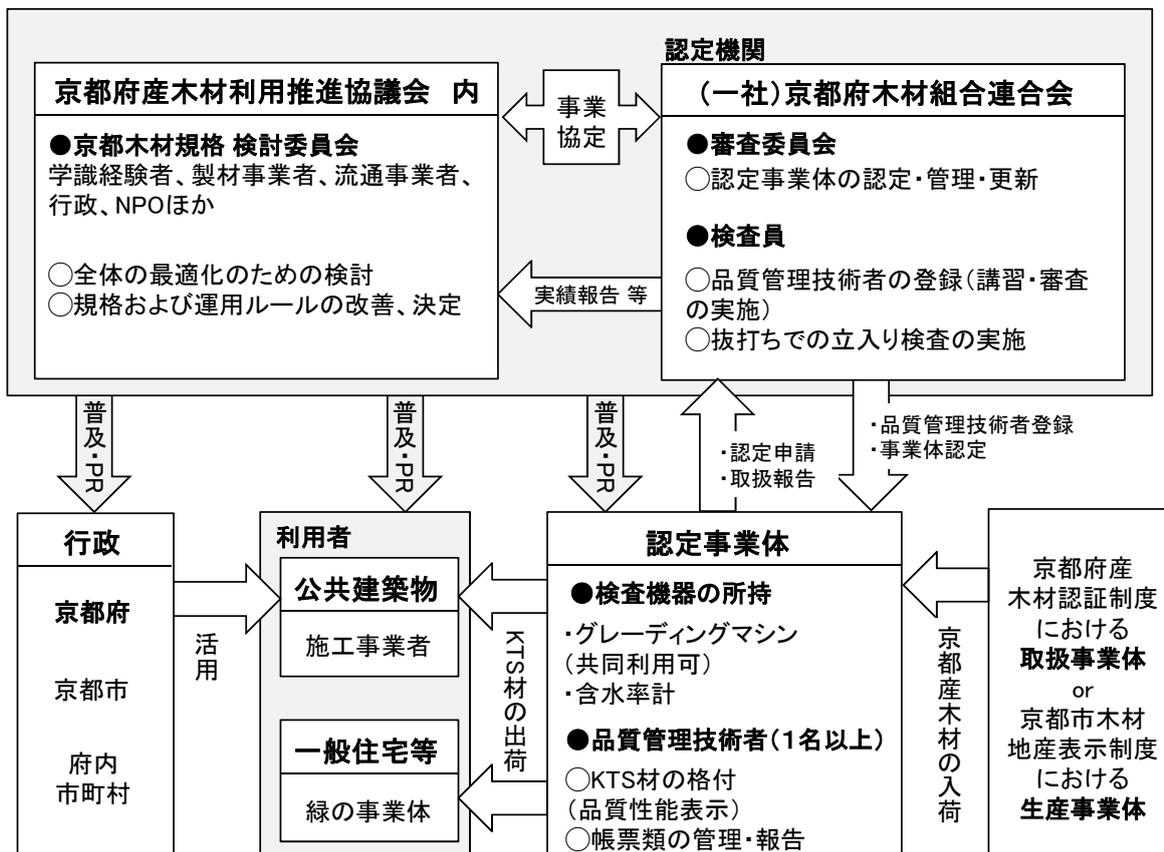
認定事業者が自身で品質管理を行い表示内容に責任をもつ「自己認証」が本規格の原則



3

京都木材規格の仕組み

2. KTSの仕組み



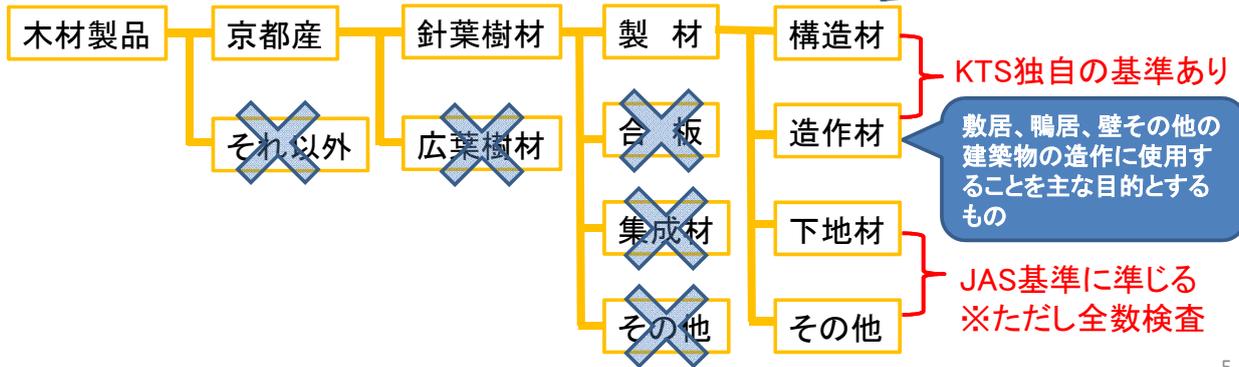
5

京都木材規格の製品品目

京都木材規格は京都産木材製品の品質・性能を表示するための業界独自規格です。

京都府が実施する「京都府産木材認証制度(ウッドマイレージCO₂認証制度)」で認証された木材製品または、京都市が実施する「京都市木材地産表示制度(みやこ杉木認証制度)」で認証された木材製品のこと

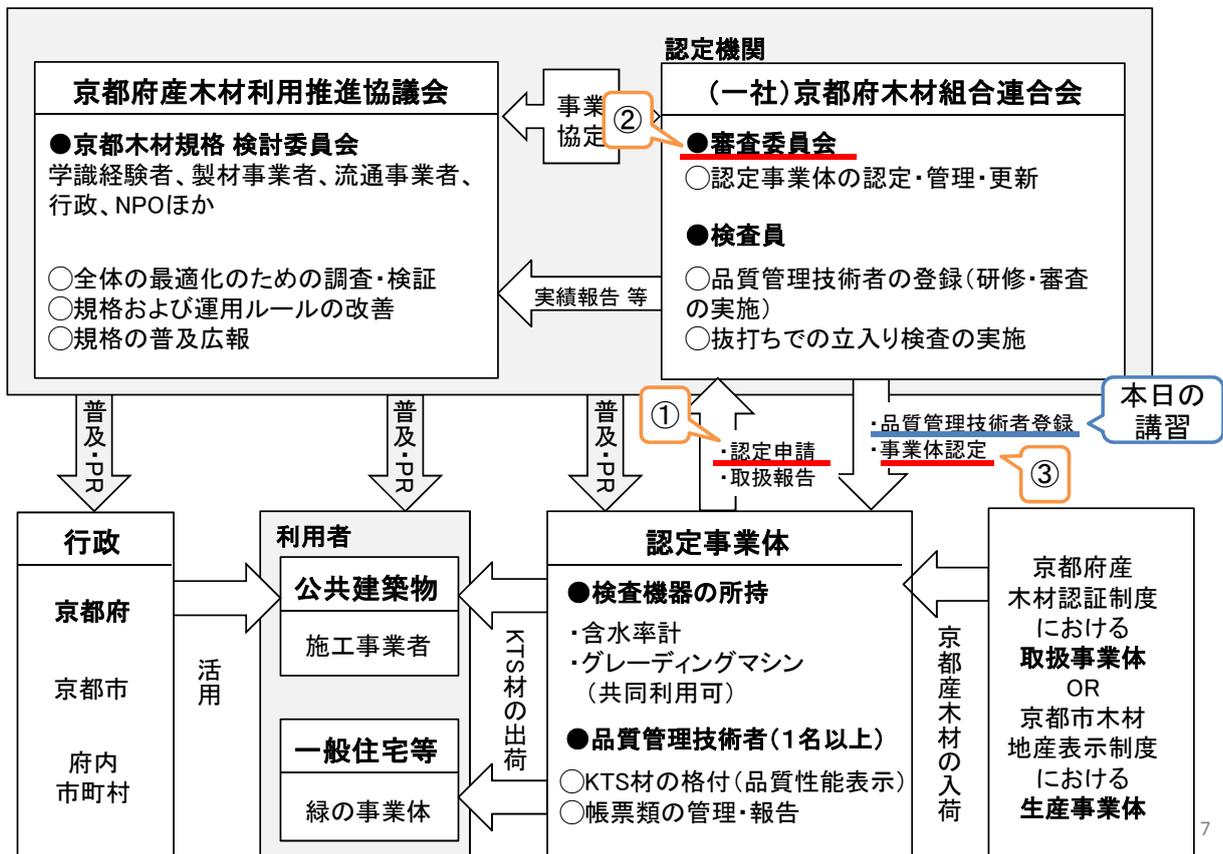
◆KTSの製品品目



5

4. 認定事業体になるためには

品質管理技術者 取得後の流れ



7

品質管理技術者 取得後の流れ(1/2)

【認定要件1】

京都府認定「**取扱事業体**」または京都市認定「**生産事業体**」に登録済であること
【第1号様式】

【認定要件2】

木材規格基準に則り 木材製品の品質性能表示を行うための機器及び施設を有していること

(1) 測定機器(含水率計等)の所有

→以下の機器の所有を確認【別紙1(第1号および第5号様式関係)】

①グレーディングマシン((社)全国木材検査・研究協会認定品)

②含水率計((財)日本住宅・木材技術センター認定品)

③ノギス、④直定規、⑤直角定規、⑥鋼鉄巻尺 ← すべてJIS規格品

(2) 検査を行うスペースの確保

→4mの材が置ける広さ、測定に支障のない明るさ(照明)を確認

.....【別紙2(第1号および第5号様式関係)】

7

品質管理技術者 取得後の流れ(2/2)

【認定要件3】

木材規格基準に則り木材製品および帳票類の管理をできる体制が整っていること

(1) **品質管理技術者の配置(1名以上)**【第1号様式】

(2) 木材規格基準に則った運営のための内規の作成

→**管理マニュアルの確認**【別紙4(第1号様式関係)】

【認定要件4】

認定事業体の業務に関する誓約【別紙3(第1号様式関係)】

【認定要件5】

この他、認定機関が別途定める要件を満たしていること。

平成26年8月21日に京都府産木材認証制度運営要領を改正し新たに項目を追加

8

認定に関する費用と認定事業体の任期

費用

以下、京都木材規格認定機関運営要領に基づく

認定申請料 80,000円

継続認定手数料 30,000円(3年分)

維持費 30,000円(3年分)

グレーディングマシン貸出時 保険料3,000円＋発送料(実費)

クレーム時における調査費用

手数料10,000円＋調査員旅費等(実費)＋試験料(下記)

(材面検査・強度測定検査 各1,000円/本、含水率検査500円/本)

※この他、京都木材加工ネット運営要領に基づく手数料規定あり

認定事業体の任期

認定事業体は認定後3年度を経過した場合、継続して有効とするために

1年以内に更新のための手続きを行わなければならない。(京都木材規格運営要領第4条)



- 品質管理技術者資格の更新 → 3年を経過後1年以内に講習会を再受講
- 認定事業体の認定更新申請【第5号様式】
 - ..【別紙1(第1号および第5号様式関係)】
 - ...【別紙2(第1号および第5号様式関係)】

9

認定事業体の責務

(1) 品質性能を適切に表示

KTS材の取扱いにあたっては、自らの責任において、適正に規格を運用し、KTS材の品質性能を適切に表示する。

(2) 管理簿等の保管

KTS材の入出荷、性能表示内容等に関する情報を管理簿等により管理し、入出荷管理と性能表示内容に係わる関係書類を5年間保管する。

(3) 入出荷の実績報告

KTS材の入出荷実績を認定機関に対して所定の様式に従い報告する。

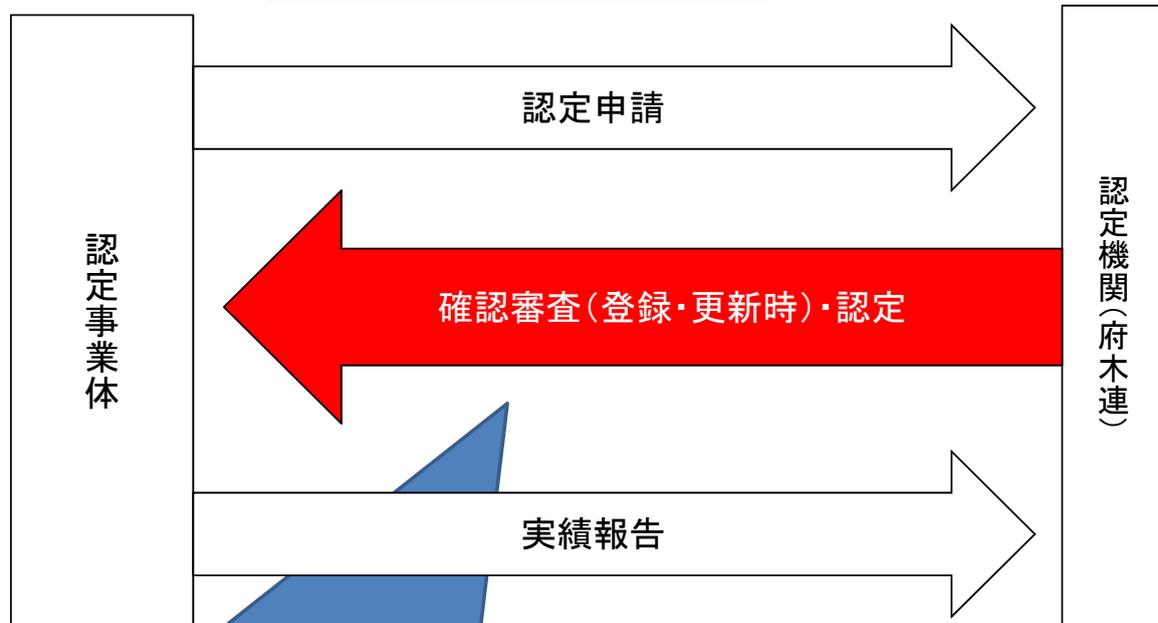
.....【第3号様式】

(4) 立入り検査に対する対応

認定機関より抜打ちでの性能表示内容の立入り検査依頼があった場合は、速やかに応じる。

(京都木材規格運営要領第5条)

認証機関による抜き打ち検査



年間、認証機関は数社の認定事業体へ、抜き打ち検査を実施する。なお、対象となる認定事業体は無作為に選択する。

11

クレーム対応

基本的事項として、京都木材規格に関する瑕疵等の責任は、製品の性能を測定し、出荷した認定事業体に帰する。

クレームを受けた場合には

出荷した認定事業体は

消費者等からのKTS材に対する相談に誠意をもって対応する。また、消費者等から苦情・相談を受けた場合は、内容とその対応について、遅滞なく認定機関に報告することとする。

認定機関は、

事実関係を調査し、必要時応じて次の事項に関して対応を図る。

- (1) 消費者からの苦情の内容等について
- (2) 認定事業体のクレームに対する対応(製品の回収・交換等)について
- (3) 認定事業体の立ち入り調査(調査に費やした費用は認定事業体が負担)
- (4) 原因とその改善策等について

【対応結果について、業者が特定されない形で他の認定事業体へ周知し再発防止を図る】

12

罰則規定

京都木材規格運営要領に定められている第4、第5、および第7で定める責務・業務に反する行為や制度の信頼を著しく損なう恐れのある不正・不適当な行為があった場合、

- ◆ **認定機関が当該事業体に対して、立ち入り調査の実施を行うことがある。また、それによって発生した費用は事業体が負担する。**
- ◆ 認定の取消し処分を受けた事業体等は、1年間、認定の申請を行うことはできない。
- ◆ **認定の取り消し処分を受けた事業体等は、ホームページ等により公表される。**

(京都木材規格運営要領第6条)

13

連絡先一覧

京都木材規格材の入手方法、認定事業体の登録方法など



一般社団法人京都府木材組合連合会
TEL: (075) 802-2991 FAX: (075) 811-2593
E-mail : info@kyomokuren.or.jp

公共事業での京都産木材の使用について



(府)京都府農林水産部林務課木材産業担当
TEL: 075-414-5011 FAX: 075-414-5010



(市町村)各市町村窓口

14

性能の明示方法(ラベリング)について

【明示方法】

- ・製品の性能の明示はラベル等により行い、具体的明示方法については、原則として①～③のいずれかの方法とする。また、その方法の選定については、納入先の要求等必要に応じて決めるものとする。
- ・明示内容は下表のとおりとする。ただし、含水率および曲げ性能については、当事者間の協議により、必要に応じ表示を省略できる。

【製品への明示内容】

項目	造作材	構造材
樹種名、寸法	必須	必須
含水率	必須	必須
曲げ性能	表示しない	必須
等級(材面区分)	任意	任意 (基準はJASに準拠)

15

明示方法① 一本毎にラベルを貼付し、品質性能を明示

 KTS 京都木材規格		必須
登録番号 14-30-10		必須
樹種	スギ	必須
寸法	mm × mm × m 105 × 105 × 3	必須
曲げ強度(強度等級)	E-90	構造材のみ必須
含水率	SD20	必須
等級(材面区分)	並	任意
事業者名(検査担当者) 株式会社〇〇製材所 (担当:〇〇)		必須
<small>注) 京都木材規格は「みやこ軸木認証制度」と「京都府産木材認証制度」の両方に対応しています。 注) 京都府産木材認証制度による認証を受ける場合、本製品を府認定の取扱事業者から「京都府産認証木材」と指定した上で直接購入している必要があります。</small>		必須

← 明示内容



16

性能の明示方法(ラベリング)について

【ラベル等の貼り直し】

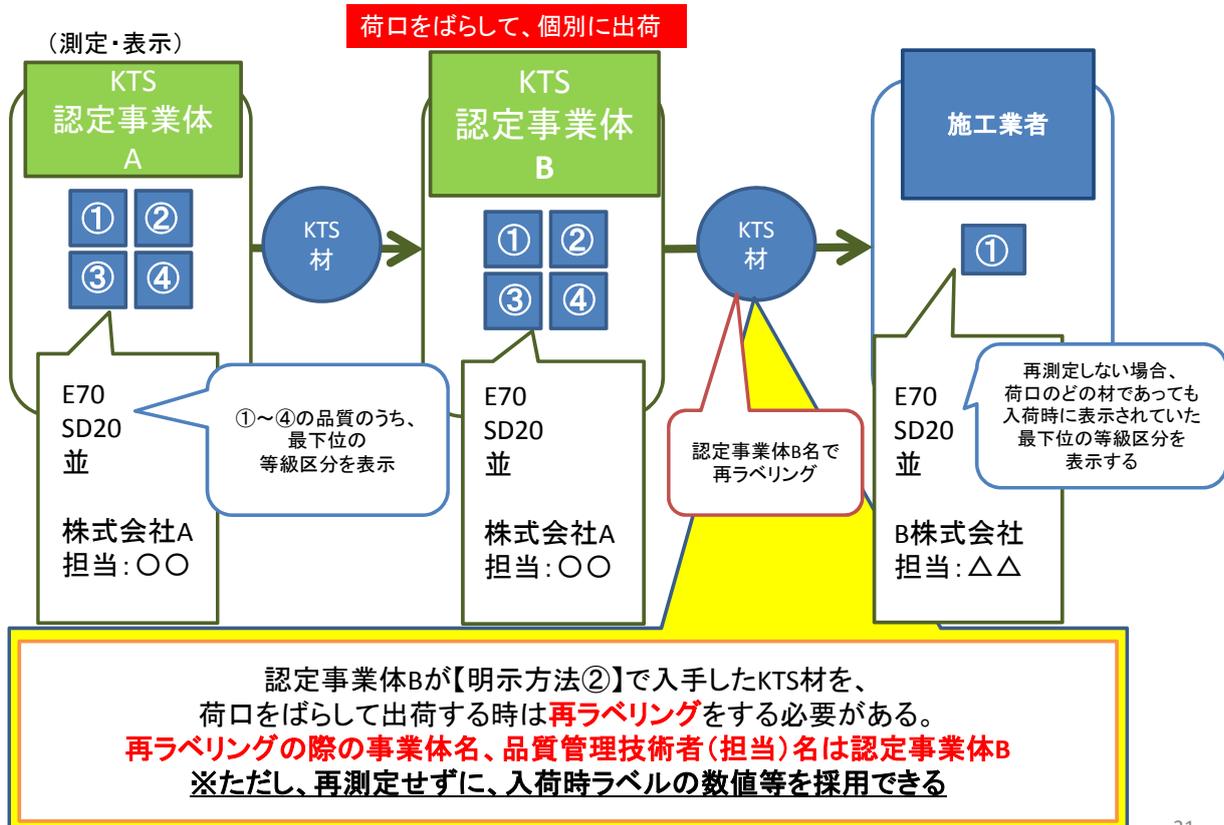
・ラベル等の貼り直しを行う認定事業体は、
京都木材規格に基づき、含水率・曲げ性能などの測定を再度行い、自社名で表示しなければならない。

ただし、次のような場合は
再測定せずに再ラベリングできる

19

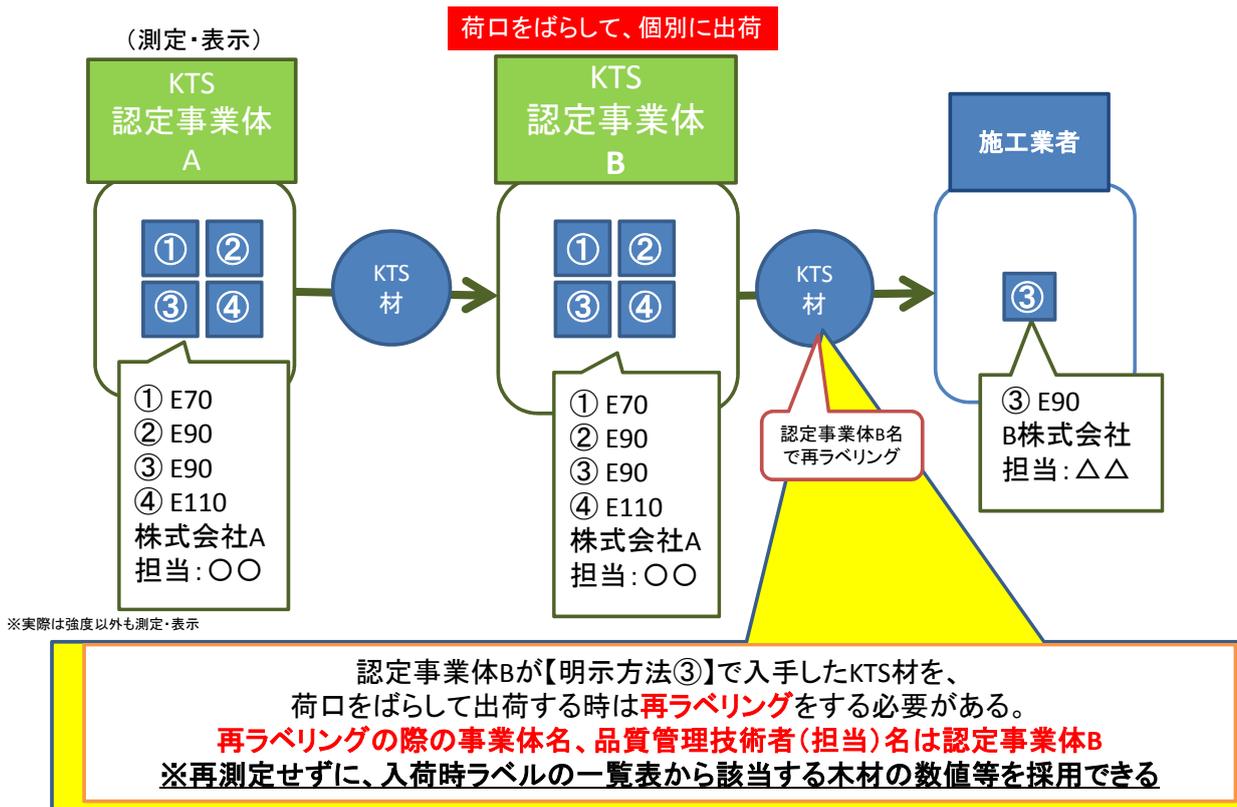
10. ラベルの取扱い

ラベルの取扱いについて (ケース1) ～明示方法②で想定される事例～



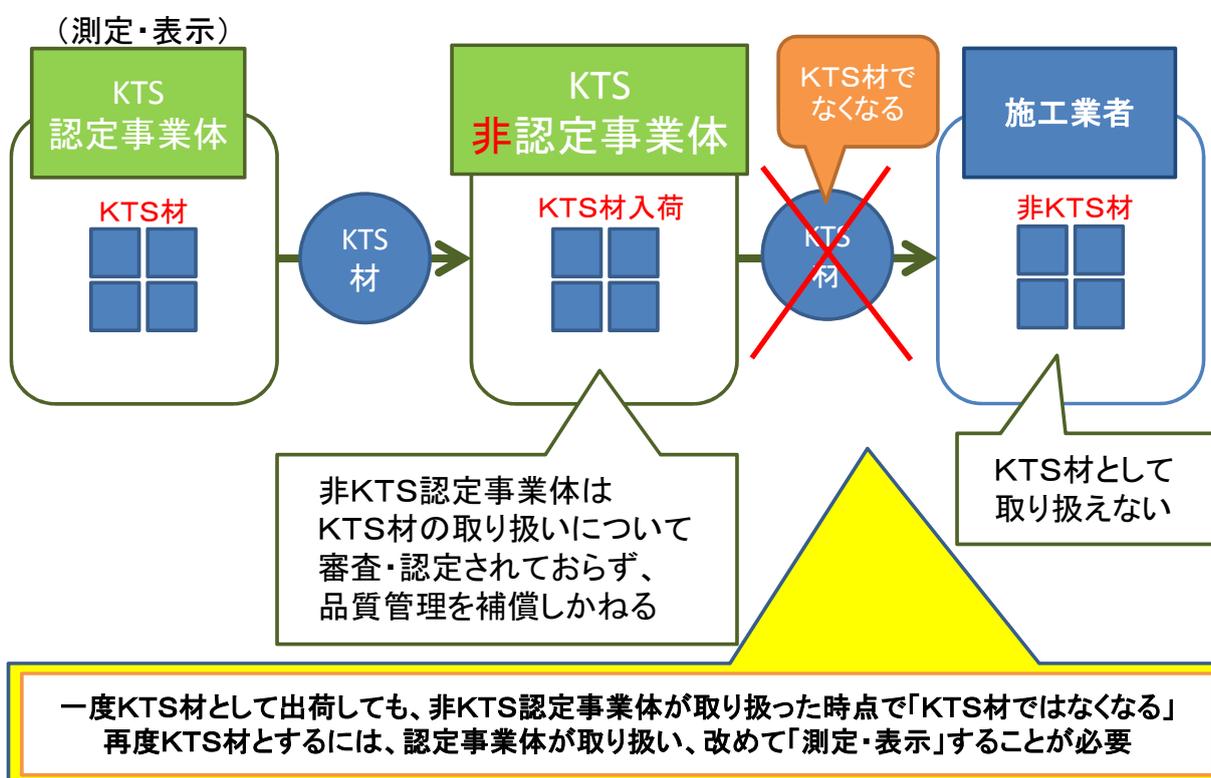
21

ラベルの取扱いについて（ケース2）
～明示方法③で想定される事例～



22

KTS材を出荷した後の流れ
～KTS認定事業体しか取り扱えない～



京都木材規格の概要(3)

基準の解説

1

目次

1. 背景と目的
2. 含水率基準と寸法基準
3. 曲げ性能基準
4. 材面区分基準(造作用製材)
5. 性能の明示方法(ラベリング具体例)

2

京都木材規格 (KTS: Kyoto Timber Standard) の趣旨

「京都木材規格」という統一ルールで
京都産木材の品質と性能を「測定」し「表示」する



測定

表示

「表示内容の標準化」「生産者の品質管理意識の向上」

品質性能が担保された京都産木材の安定供給

国土交通省: 木造計画・設計基準 (H23.5)

建築物の構造における製材の品質・基準

基準3.3 材料

※国交省ウェブサイト参照: <http://www.mlit.go.jp/common/000187685.pdf>

番号	分類	基準	資料の記載
(1)(2)	コンクリート 鋼材	JIS材 又は 大臣認定材料	建築基準法第37条の指定建築材料
(3)	製材 丸太	原則として、 JASに適合 又は 大臣指定材	以下の機械的性質による制限を満たす場合は無等級材でよい ①曲げ性能が確認できていること。 ②含水率が20%以下。 ③節等の目視による欠点が基準値内。
(4)	構造用集成材 枠組壁工法構造用製材 構造用パネル 構造用合板	JASに適合 又は 大臣指定材	告示等により、通常JAS材が求められるもの
(5)	木質接着成形軸材料 木質複合軸材料 木質断熱複合パネル 木質接着複合パネル	JASに適合 又は 大臣認定材料	建築基準法第37条の指定建築材料
	パーティクルボード ハードボード 硬質木片セメント板 くぎ その他	JIS等に適合	昭56建告第1100号に定める規格 ほか
(6)	上記の組み合わせ	建築物の規模、構造種別及び各材料の特性を考慮して決定	

➡ 強度管理材

国土交通省:木造計画・設計基準(H23.5)

製材の仕様におけるJAS等の規定一覧

※国交省ウェブサイト参照: <http://www.mlit.go.jp/common/000187685.pdf>

木造の構造計算	建築基準法	木造計画・設計基準及び資料	
		住宅、平屋の事務所	左記以外
法20条四号計算 ($\leq 500\text{m}^2$, ≤ 2 階) (高さ $\leq 13\text{m}$) (軒高 $\leq 9\text{m}$) 「四号建物」	<ul style="list-style-type: none"> 壁量規定 基準強度不要 JAS適合材○ 強度管理材○ 無等級材○ 	<ul style="list-style-type: none"> 壁量規定 基準強度不要 JAS適合材が望ましい○ 強度管理材○ 無等級材○ 	<ul style="list-style-type: none"> 許容応力度計算必須 基準強度必要 原則JAS適合材○ 強度管理材○ 無等級材×
法20条三号 許容応力度計算 ($> 500\text{m}^2$) (≥ 3 階)	<ul style="list-style-type: none"> 許容応力度計算 基準強度必要 JAS適合材○ 強度管理材○ 無等級材○ 	<ul style="list-style-type: none"> 許容応力度計算 基準強度必要 原則JAS適合材○ 強度管理材○ 無等級材× 	<ul style="list-style-type: none"> 許容応力度計算 基準強度必要 原則JAS適合材○ 強度管理材○ 無等級材×
令46条2項の適用 「集成材等建築物」	<ul style="list-style-type: none"> 許容応力度等計算 基準強度必要 JAS適合材○ 強度管理材× 無等級材× 	<ul style="list-style-type: none"> 許容応力度等計算 基準強度必要 JAS適合材○ 強度管理材× 無等級材× 	<ul style="list-style-type: none"> 許容応力度等計算 基準強度必要 JAS適合材○ 強度管理材× 無等級材×
法20条二号 限界耐力計算 法20条一号 時刻歴応答解析	<ul style="list-style-type: none"> 限界耐力計算等 基準強度必要 JAS適合材○ 強度管理材○ 無等級材○ 	<ul style="list-style-type: none"> 限界耐力計算等 基準強度必要 原則JAS適合材○ 強度管理材○ 無等級材× 	<ul style="list-style-type: none"> 限界耐力計算等 基準強度必要 原則JAS適合材○ 強度管理材○ 無等級材×

○は当該材料の使用の可否(○使用可、×使用不可)、赤字は本基準において特に定める規定
 JAS適合材とは、製材のJASに適合するもの又は大臣の指定を受けたもの。
 強度管理材とは、無等級材のうち、3. 3. 2(3)①②③の機械的性質を満たす材。

国交省の定義における「強度管理材」に該当するものとして京都木材規格を規定

京都木材規格(KTS:Kyoto Timber Standard)の趣旨



今回の品質管理技術者の講習会では

性能表示とは・・・

KTS 京都木材規格	
登録番号	
樹種	スギ
寸法	mm × mm × m 105 × 105 × 3
曲げ強度(強度等級)	E-90
含水率	SD20
等級(材面区分)	並
事業者名(検査担当者) 株式会社〇〇製材所 (担当: 〇〇)	
<small>注) 京都木材規格は「みやこ杉木認証制度」と「京都府産木材認証制度」の両方に対応しています。 注) 京都府産木材認証制度による認証を受ける場合、本製品を府認定の取扱事業者から「京都府産認証木材」と指定した上で直接購入している必要があります。</small>	

今回の品質管理技術者の講習会は、これらを表示するために、測定方法や京都木材規格のルールを勉強して頂きます。

8

2. 含水率基準と寸法基準

京都木材規格で表示する品質・性能

京都木材規格は京都産木材製品の品質・性能を表示するための業界独自規格です。

製品の寸法安定性に関わる情報
含水率、寸法

節の有無など見た目の美しさ
材面の品質

構造材のみ

木造建築の構造
計算に必要な情報
曲げ性能

10

含水率表示基準

- 1 測定値による区分表示をする。含水率の測定・表示は**原則必須**。

【人工乾燥処理を施したもの】

造作用 製材	区分		基準 (表示値以下)
	仕上げ材	SD18と表示するもの	
未仕上げ材	D18と表示するもの		18%

上の表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」と表示することを可とする。

構造用 製材	区分		基準 (表示値以下)
	仕上げ材	SD20と表示するもの	
未仕上げ材	D20と表示するもの		20%
	D25と表示するもの		25%

上の表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」と表示することを可とする。

11

含水率表示基準

- 1 測定値による区分表示をする。含水率の測定・表示は**原則必須**。

【天然乾燥処理を施したもの】

造作用 製材	<p>天然乾燥処理を施した旨を 表示するものにあつては、 含水率が<u>30%以下</u>であること</p> <p>「<u>乾燥処理(天然)</u>」と表記</p>
構造用 製材	

12

含水率表示基準

- 2 測定機器は(公財)日本住宅・木材技術センター認定品とし、認定事業体の所有は必須とする。最新の認定品リストに掲載されていない過去の認定品でも補正が適正に行われていれば使用を可とする。

<携帯型含水率計>

認定番号	1-02-001	認定有効期限	H30.3.31	製品の外観写真
製品名	高周波木材水分計			
型式	HM-520			
問い合わせ先	株式会社ケント科学研究所 〒143-8507 東京都大田区南馬込1-8-1 TEL:03-3776-1111			
URL	http://www.kett.co.jp			

認定番号	1-03-001	認定有効期限	H28.3.31	製品の外観写真
製品名	高周波木材水分計			
型式	HM-WS25型			
問い合わせ先	キクカワエンタープライズ株式会社 〒516-8686 三重県伊勢市朝陽町3477-36 TEL:0596-21-1011			
URL	http://www.kikulawse.co.jp			

認定番号	1-11-001	認定有効期限	H29.3.31	製品の外観写真
製品名	携帯型マイクロ波透過型含水率計			
型式	MC-3200EX			
問い合わせ先	株式会社エーディーエー 〒114-0020 東京都北区海野117-11-3 TEL:03-5961-5866			
URL	http://www.ata.ne.jp			

認定番号	1-15-001	認定有効期限	H31.3.31	製品の外観写真
製品名	高周波木材水分計			
型式	HS-100			
問い合わせ先	マイクロメジャー株式会社 〒428-0013 静岡県島田市金谷東2-3482-413 TEL:0547-45-3023			
URL	http://www.micromes.com			

<設置型含水率計>

平成27年7月1日現在

認定番号	2-01-000	認定有効期限	H29.3.31	製品の外観写真
製品名	マイクロウォッチャー			
型式	タイプLA-1			
問い合わせ先	マイクロメジャー株式会社 〒428-0013 静岡県島田市金谷東2-3482-413 TEL:0547-45-3023			
URL	http://www.micromes.com			

認定番号	2-03-002	認定有効期限	H28.3.31	製品の外観写真
製品名	マイクロ波透過型木材水分計			
型式	MB-3100			
問い合わせ先	株式会社エーディーエー 〒114-0020 東京都北区海野117-11-3 TEL:03-5961-5866			
URL	http://www.ata.ne.jp			

認定番号	2-12-001	認定有効期限	H28.3.31	製品の外観写真
製品名	非接触型マイクロ波水分計			
型式	AS-320			
問い合わせ先	マイクロメジャー株式会社 〒428-0013 静岡県島田市金谷東2-3482-413 TEL:0547-45-3023			
URL	http://www.micromes.com			

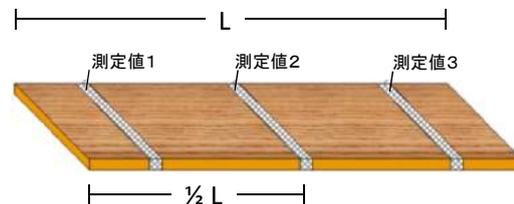
13

※(公財)日本住宅・木材技術センターウェブサイトより

含水率測定基準

1. 測定方法

- ・測定箇所は**3箇所**
- ・測定値は**平均値**で
- ・(財)日本住宅・木材技術センター認定品で測定



2. 測定対象本数及び合格必要数量

- ・**全ての本数を測定する。(全数検査)**
- ・出荷しようとする区分の基準を満たさなかった検査対象製品については出荷しない。
- ※基準外製品は含むことができない。

14

含水率測定基準

3. 測定における留意点

- ①現場ごとの実情(測定対象材の種類、測定環境)に合わせた補正を的確に行う。
- ②一つの材面に電極を押し当てるタイプの携帯用含水率計では、測定の深さは1cm～2cm程度であるため、厚い材では大きな測定誤差が生じる可能性がある。
- ③材厚さ方向全体の水分を検知できる含水率計では、かなりの精度が得られるが、この場合にも含水率傾斜が大きい場合には誤差が生じるため、適切な補正を行う必要がある。
- ④乾燥方法や材種ごとに含水率による測定値と全乾質量法による値との誤差を前もって求めておき、その差の分だけ補正することによって乾燥材が含水率基準に合格するか否かを判断できるようになる。

15

寸法基準

(単位：mm)

造作用製材

区分			必要な寸法と測定した寸法との差	
木口の短辺 及び木口の長辺	人工乾燥処理を施した もの	仕上げ材	7.5未満	+1.0 -0
			7.5以上	+1.5 -0
	未仕上げ材	7.5未満	+2.0 -0	
		7.5以上 10.5未満	+3.0 -0	
		10.5以上	+5.0 -0	
	人工乾燥処理を施していないもの		+制限なし -0	
材 長			+制限なし -0	

(注) 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が6cm未満のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺(平行な2直線の短い方をいう。以下同じ。)とし、それ以外のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺及び下辺(平行な2直線の長い方をいう。以下同じ。)の平均値とする。

(単位：mm)

構造用製材

区分			必要な寸法と測定した寸法との差	
木口の短辺及び 木口の長辺	人工乾燥処理を施したもの	仕上げ材	7.5未満	+1.5 -0
			7.5以上	+2.0 -0
		未仕上げ材	7.5未満	+1.5 -0
			7.5以上 10.5未満	+2.0 -0
	人工乾燥処理を施していないもの		10.5以上	+5.0
	人工乾燥処理を施していないもの	7.5未満		+2.0 -0
		7.5以上 10.5未満		+3.0 -0
		10.5以上		+5.0 -0
材 長			+制限なし -0	

- (注) 1 たいこ材の木口の長辺は、最小横断面における平行な2直線の短い方とする。
 2 仕上げ材のうち、SD15と表示するものにあつては、同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「-0」とあるのは、「-0.5」と読み替える。

必要な測定機器……………ノギス、直定規、直角定規、鋼鉄メジャー

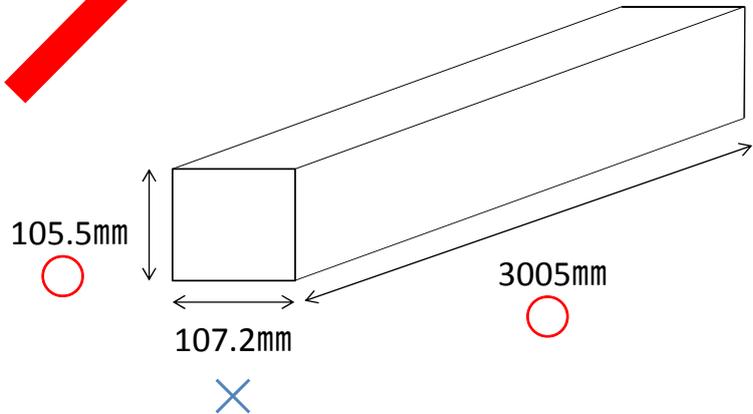
16

(例)寸法基準

出荷したいラベル内容

 京都木材規格	
登録番号	14-30-10
樹種	スギ
寸法	mm × mm × m 105 × 105 × 3
曲げ強度(強度等級)	E-90
含水率	SD20
等級(材面区分)	並
事業者名(検査担当者)	株式会社〇〇製材所 (担当:〇〇)
<small>注) 京都木材規格は「みやこ袖木認証制度」と「京都府産木材認証制度」の両方に対応しています。 注) 京都府産木材認証制度による認証を受ける場合、本製品を府認定の取扱事業者から「京都府産認証木材」と指定した上で直接購入する必要があります。</small>	

実際、測定をしてみると



17

3. 曲げ性能基準

京都木材規格で表示する品質・性能

京都木材規格は京都産木材製品の品質・性能を表示するための業界独自規格です。

製品の寸法安定性に関する情報
含水率、寸法

節の有無など見た目の美しさ
材面の品質

構造材のみ

木造建築の構造
計算に必要な情報
曲げ性能

19

曲げ性能表示基準

- 1 測定値による区分表示をする。**表示の対象は構造材。**
測定・表示は原則必須。

○曲げ性能表示基準

等級	曲げヤング係数 (GPa又は 10^3N/mm^2)
E 50	3.9以上 5.9未満
E 70	5.9以上 7.8未満
E 90	7.8以上 9.8未満
E 110	9.8以上 11.8未満
E 130	11.8以上 13.7未満
E 150	13.7以上

○同一荷口(バンドル・邸別等)で同一等級により
表示する場合の出荷基準

区分	E50 未満	E50	E70	E90	E110 以上	←実測等級
E110以上	E110未満は同梱しない				全体について E110以上を保証	
E90以上	E90未満は同梱しない			全体について E90以上を保証		
E70以上	E70未満は同梱しない		全体についてE70以上を保証			
E50以上	同梱しない	全体についてE50以上を保証				

20

曲げ性能表示基準

- 2 曲げ性能測定機器はハンディタイプの共同利用や認定機関貸与を可とする。
また、設置型測定器を所有している他事業体に材を持ち込んで曲げ性能測定を
行う場合の取り扱いは下記の通りとする。

- ① 材を持ち込む側の品質管理技術者が直接測定等する場合は、「共同利用」として扱うことができるものとし、認定事業体の自主管理による認証材として出荷できる。
- ② 他事業体から持ち込まれた材を設置事業体の品質管理技術者が測定等する場合は、設置事業体の責任により表示内容を保証する。(なお、設置事業体が「認定事業体」となっていることが必要なので注意。)



※HG-2001 (株)ATA

認定機関((一社)京都府木材組合連合会)
が所有するハンディタイプの測定器

21

曲げ性能表示基準

3 測定機器は(一社)全国木材検査・研究協会認定品とする。

平成26年12月1日現在
一般社団法人全国木材検査・研究協会

県名	会社名	認定年月日	有効期限	認定番号	認定機種型式	方法	適用範囲		
							断面寸法の短辺 (単位:mm)	断面寸法の長辺 (単位:mm)	長さ (単位:m)
愛知	飯田工業(株)	平成26年12月1日	平成31年11月30日	JLIRA-Em-1	MGN-101	曲げ荷重	30以上120以下	60以上120以下	2以上4以下
"	"	平成24年5月1日	平成29年4月30日	JLIRA-Em-2-1	MGN-T01	曲げ荷重	90以上150以下	90以上390以下	3以上6以下
"	"	平成24年5月1日	平成29年4月30日	JLIRA-Em-2-2	MGN-T01	曲げ荷重	90以上300以下	90以上390以下	3以上8以下
広島	中国木材(株)	平成24年5月1日	平成29年4月30日	JLIRA-Ef-1	DGM-01	打撃振動	90以上120以下	90以上390以下	3以上6以下
静岡	(株)一榮工務店	平成23年8月25日	平成28年8月24日	JLIRA-Ef-2	IWGS-01	打撃振動	89以上135以下	89以上390以下	1.35以上6.0以下
三重	キクカワエンタープライズ(株)	平成22年10月1日	平成27年9月30日	JLIRA-Em-4	YG-1型	曲げ荷重	90以上120以下	90以上390以下	2.6以上4以下
"	"	平成25年11月15日	平成30年11月14日	JLIRA-Em-5	YG-45型	曲げ荷重	90以上120以下※	90以上390以下	2.36以上6以下
静岡	カワサキ機工(株)	平成22年10月1日	平成27年9月30日	JLIRA-Ef-3	KGS-TP2	打撃振動	45以上120以下	60以上390以下	3以上6以下
東京	(株)エーティーエー	平成24年8月1日	平成29年7月31日	JLIRA-Ef-4	HG-2001型	打撃振動	90以上150以下	90以上390以下	3以上6以下
愛知 静岡	飯田工業(株) マイクロメジャー(株)	平成26年10月1日	平成31年9月30日	JLIRA-Ef-5	MGH-451型	打撃振動	90以上150以下	90以上360以下	3以上6以下

※断面寸法の短辺が185×長辺が185のときも適用される



22

曲げ性能測定基準

1. 測定方法

- ・(一社)全国木材検査・研究協会が認定した機器を適切に使用し測定する。
(具体的な測定方法は各機器の取扱説明書による)



ハンディタイプ



ライン設置タイプ

2. 測定対象本数及び合格必要数量

- ・全ての本数を測定する。(全数検査)
- ・出荷しようとする区分の基準を満たさなかった検査対象製品については出荷しない。
※基準外製品は含むことができない。
※JASにおける機械等級区分の表を参照

23

京都木材規格で表示する品質・性能

京都木材規格は京都産木材製品の品質・性能を表示するための業界独自規格です。

製品の寸法安定性に関わる情報
含水率、寸法

節の有無など見た目の美しさ
材面の品質

構造材のみ

木造建築の構造
計算に必要な情報
曲げ性能

25

【参考】材面区分ごとの造作用製材

節の等級区分			
<p>並</p> <p>長径が木口の長さの70%以下であること。</p>	<p>小節</p> <p>20mm(生皮節以外の節にあっては、10mm)以下であって、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあつては8個(木口の長径が20mm以上のものにあつては、4個)以内であること。</p>	<p>上小節</p> <p>節の長径が10mm(生皮節以外の節にあっては、5mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあつては4個(木口の長径が20mm以上のものにあつては、2個)以内であること。</p>	<p>無節</p> <p>節が無いこと。</p>

※ 材面の色合いは節の等級区分とは関係ありません。

材面区分の基準(造作用製材)

		無節	上小節	小節	並
節		ないこと。	長径が10mm(生き節以外の節)にあっては、5mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあつては4個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、6個)以内であること。	長径が20mm(生き節以外の節)にあっては、10mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあつては6個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、8個)以内であること。	長径が木口の長辺の70%以下であること。
丸身		ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び随心		ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割れ	貫通割れ	木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左	同左
	材面	ないこと。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の10%以下であること。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの	0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ		極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠点		極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左

(注) この基準の判定は、板類にあっては良面(欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。)について、角類にあっては1材面ごとに行う。

【京一等】

節の長径が21mm~30mmで、生き節以外の節にあっては、埋め木処理が施されているもの。その他材面の欠点の程度は製材の日本農林規格(造作用製材)における「並」と同様。

27

目次

1. 節
 - ・節の材面区分表(見やすい表)
 - ・節の定義と種類
 - ・長径の測定方法
2. 割れ
 - ・貫通割れの種類と測定方法
 - ・材面の短小割れの測定方法
3. 曲がり
 - ・曲がりの測定方法

材面区分の基準(造作用製材)

		無節	上小節	小節	並
節		ないこと。	長径が10mm(生き節以外の節)にあっては、5mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあつては4個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、6個)以内であること。	長径が20mm(生き節以外の節)にあっては、10mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあつては6個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、8個)以内であること。	長径が木口の長辺の70%以下であること。
丸身		ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び随心		ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割れ	貫通割れ	木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左	同左
	材面	ないこと。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の10%以下であること。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの	0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ		極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠点		極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左

(注) この基準の判定は、板類にあっては良面(欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。)について、角類にあっては1材面ごとに行う。

【京一等】

節の長径が21mm~30mmで、生き節以外の節にあっては、埋め木処理が施されているもの。その他材面の欠点の程度は製材の日本農林規格(造作用製材)における「並」と同様。

28

目次

1. 節
 - ・節の材面区分表(見やすい表)
 - ・節の定義と種類
 - ・長径の測定方法
2. 割れ
 - ・貫通割れの種類と測定方法
 - ・材面の短小割れの測定方法
3. 曲がり
 - ・曲がりの測定方法

1 「節」 節の材面区分表(見やすい表)

		無節	上小節	中節		並		
節の種類		—	生き節	生き節 以外	生き節	生き節 以外	—	
節の長径		—	 10mm以下	 5mm以下	 20mm以下	 10mm以下	—	
節の数 (もしくは 節の割合)	材長 2m未満	0個	3個以内		5個以内		長径が 木口の 長辺の 70%以 下であ ること。	
	材長 2m 以上	木口長辺 210mm 未満	0個	4個以内		6個以内		
		木口長辺 210mm 以上	0個	6個以内		8個以内		

出展:わかりやすい新製材JASの解説(一部、修正)

29

1 「節」 節の定義と種類

◆節の定義

材面に表れた枝の切断面のこと。

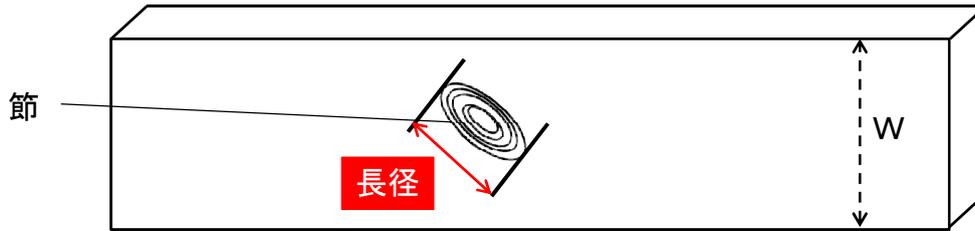
◆節の種類

- ① 生き節
節の繊維が周囲の材と連絡しているもの。
- ② 死節
節の繊維が周囲の材と連絡の切れているもの。
- ③ 抜け節
節が抜け落ちて穴の状態になったもの。
- ④ 腐れ節
節に腐れを伴ったもの。
- ⑤ 抜けやすい節
節に裏面にとおる裂けを伴って抜けやすい状態、または周囲の材と節の間にすきがあり抜けやすい状態のもの。

出展:わかりやすい新製材JASの解説

30

1 「節」 長径の測定方法



注) 節の径の測定は節ばかまを除いた部分とし、枝の部分と節ばかまと区別が判然としないものは、枝の径の判然とした箇所を基準にして、繊維の流れに沿い色沢が枝の部分であると判断できる範囲をもって節の径とする。

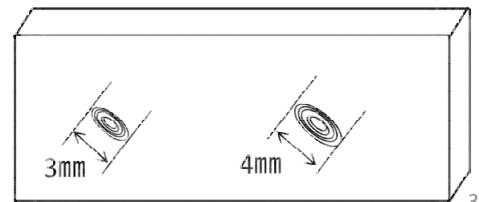
ちなみに

長径が、限度の1/2以下のものの数は、2個を1個とみなす。
 なお、限度の1/4以下のものは、4個を1個またはその端数とする。

わかりやすく説明すると

【例】上小節の場合

上小節の節の基準=10mm以下
 よって、右図の2個の節は1個とみなす。



材面区分の基準(造作用製材)

		無節	上小節	小節	並
節		ないこと。	長径が10mm(生き節以外の節)にあっては、5mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあっては4個(木口の長辺が210mm以上のものにあっては、6個)以内であること。	長径が20mm(生き節以外の節)にあっては、10mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあっては6個(木口の長辺が210mm以上のものにあっては、8個)以内であること。	長径が木口の長辺の70%以下であること。
丸身		ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び髓心		ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割れ	貫通割れ	木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ	ないこと。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の10%以下であること。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの	0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ		極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠点		極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左

(注) この基準の判定は、板類にあっては良面(欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。)について、角類にあっては1材面ごとに行う。

【京一等】

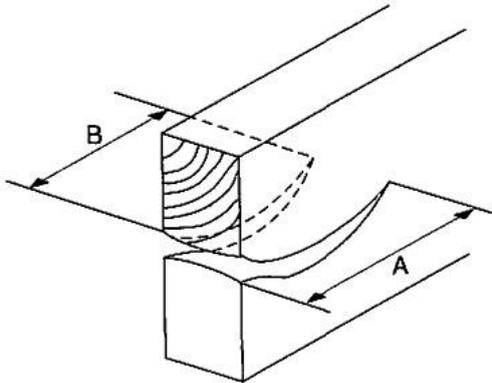
節の長径が21mm~30mmで、生き節以外の節にあっては、埋め木処理が施されているもの。その他材面の欠点の程度は製材の日本農林規格(造作用製材)における「並」と同様。

目次

1. 節
 - ・節の材面区分表(見やすい表)
 - ・節の定義と種類
 - ・長径の測定方法
2. 割れ
 - ・貫通割れの種類と測定方法
 - ・材面の短小割れの測定方法
3. 曲がり
 - ・曲がりの測定方法

2 「割れ」 貫通割れの種類と測定方法

木口の貫通割れ



$$\text{割れの長さ} = \frac{A+B}{2}$$

注) 2材面にあらわれている割れの長さの平均長さとする。

A、B = 割れの長さ

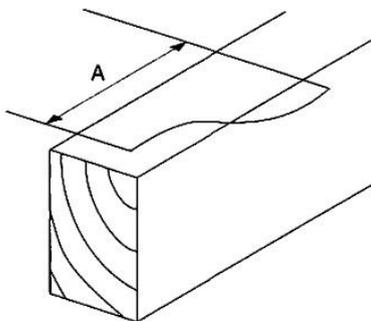
図の出展: わかりやすい新製材JASの解説

33

2 「割れ」 貫通割れの種類と測定方法

材面の貫通割れ

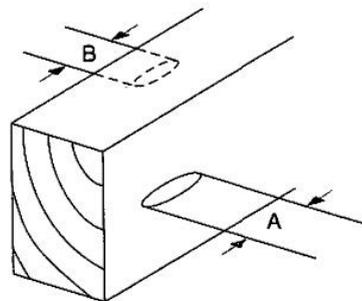
材面の貫通割れ(隣接材面)



$$A = \text{割れの長さ}$$

$$\text{割れの長さ} = \frac{A}{2}$$

材面の貫通割れ(相対材面)



$$A \cdot B = \text{割れの長さ}$$

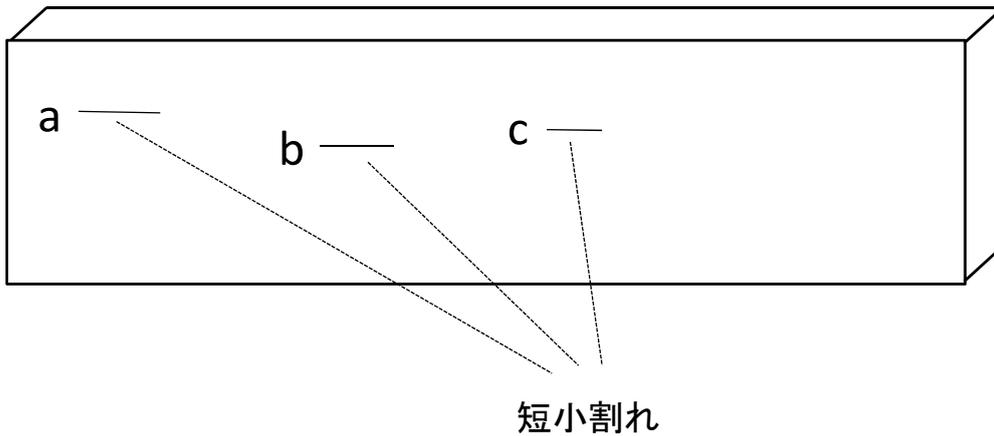
$$\text{割れの長さ} = \frac{A+B}{2}$$

- ① 貫通割れの取扱いは、相対材面及び隣接材面を測定の対象とする。
- ② 同一材面に2個以上ある場合は、最長のものを原則とするが、連続的にあらわれているものは同一の割れとみなす

図の出展: わかりやすい新製材JASの解説

34

2 「割れ」 材面の短小割れの測定方法



材面の短小割れ(割れの長さの合計) = a + b + c

35

材面区分の基準(造作用製材)

		無節	上小節	小節	並
節		ないこと。	長径が10mm(生き節以外の節)にあっては、5mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあつては4個(木口の長辺が210mm以上のものにあつては、6個)以内であること。	長径が20mm(生き節以外の節)にあっては、10mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあつては6個(木口の長辺が210mm以上のものにあつては、8個)以内であること。	長径が木口の長辺の70%以下であること。
丸身		ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び髓心		ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割れ	貫通割れ	木口 木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ	ないこと。	同左	同左	同左
曲がり	材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の10%以下であること。	同左	同左
	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの	0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ		極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠点		極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左

(注) この基準の判定は、板類にあっては良面(欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。)について、角類にあっては1材面ごとに行う。

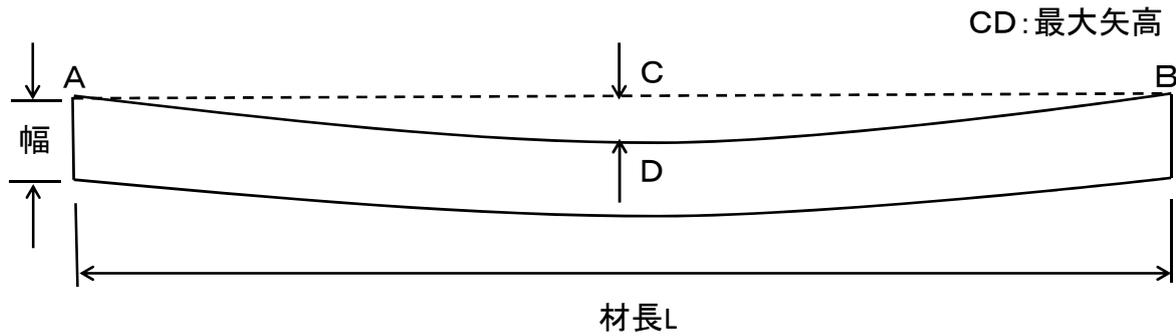
【京一等】

節の長径が21mm~30mmで、生き節以外の節にあっては、埋め木処理が施されているもの。その他材面の欠点の程度は製材の日本農林規格(造作用製材)における「並」と同様。

目次

1. 節
 - ・節の材面区分表(見やすい表)
 - ・節の定義と種類
 - ・長径の測定方法
2. 割れ
 - ・貫通割れの種類と測定方法
 - ・材面の短小割れの測定方法
3. 曲がり
 - ・曲がりの測定方法

3 「曲がり」 曲がりの測定方法



$$\text{曲がり}(\%) = \frac{CD}{AB} \times 100$$

【例】材長L = 4m、最大矢高CD = 2cm とすれば

$$\text{曲がり}(\%) = \frac{2\text{cm}}{400\text{cm}} \times 100 = 0.5\%$$

37

材面区分の基準(造作用製材)

区分	基準			
	無節	上小節	小節	並
節	ないこと。	長径が10mm(生き節以外の節)にあっては、5mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあつては4個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、6個)以内であること。	長径が20mm(生き節以外の節)にあっては、10mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあつては6個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、8個)以内であること。	長径が木口の長辺の70%以下であること。
丸身	ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び髓心	ないこと。	同左	同左	軽微であること。
割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左
	材面	ないこと。	同左	同左
材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の10%以下であること。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左
	上記以外の寸法のもの	0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左
そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ	ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の欠点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顯著でないこと。	同左

(注) この基準の判定は、板類にあっては良面(欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。)について、角類にあっては1材面ごとに行う。

なお、「造作用製材」の他に「構造用製材」に対しても、左記の材面区分(材面の美観)を行うことは可能。表示方法についてはJASに準拠)

材面の測定方法についての解説は(今回解説したものを含め)全てJASに準拠している。

京都木材規格で表示する品質・性能

京都木材規格は京都産木材製品の品質・性能を表示するための業界独自規格です。

製品の寸法安定性に関わる情報
含水率、寸法

節の有無など見た目の美しさ
材面の品質

構造材のみ

木造建築の構造計算に必要な情報
曲げ性能

ここに記載のない品質および表示の規格は全てJASに準拠する

39

5. 性能の明示方法(ラベリング)

性能の明示方法(ラベリング)について

【明示方法】

- ・製品の性能の明示はラベル等により行い、具体的明示方法については、原則として①～③のいずれかの方法とする。また、その方法の選定については、納入先の要求等必要に応じて決めるものとする。
- ・明示内容は下表のとおりとする。ただし、含水率および曲げ性能については、当事者間の協議により、必要に応じ表示を省略できる。

【製品への明示内容】

項目	造作材	構造材
樹種名、寸法	必須	必須
含水率	必須	必須
曲げ性能	表示しない	必須
等級(材面区分)	任意	任意 (基準はJASに準拠)

【ラベル等の貼り直し】

- ・ラベル等の貼り直しを行う認定事業者は、京都木材規格に基づき、含水率・曲げ性能などの測定を再度行わなければならない。

41

実測データ(野帳)と明示内容

【実測データ(野帳)】

品質検査記録書

検査実施日	平成 20年 12月 15日	事業者名	〇〇株式会社	品質管理者名	氏名 〇〇〇〇
検査品目・区分	スギ 構造用乾材	材種名	スギ 仕上 仕上材	曲げ強度	強度等級 E-90以上
		表示寸法:	105mm × 120mm × 4m	含水率	20%以下

試料 No.	寸法 (表示寸法と測定寸法との差は75未満 +1.5、75以上 +2)				機械等級 E	含水率 (20%以下)	含水率 実測値 (%)				節目・割れとその他の欠点 (曲がり 狂い及びその他の欠点)	節等級区分 (任意)	結果 適・否
	短辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	長辺 (mm)			測定値1 (%)	測定値2 (%)	測定値3 (%)				
1	105.23	106.01	121.23	120.00	4009	70	16.0	13.8	19.8	14.5	✓	並	
2	106.21	105.98	121.56	120.54	4012	70	16.7	14.5	20.4	15.3	✓	並	
3	105.87	106.51	121.85	120.88	4030	70	17.5	11.8	23.5	17.2	✓	小節	
4	105.54	105.78	121.65	121.12	4450	70	11.8	8.9	16.5	9.9	✓	並	
5	105.96	105.21	120.88	121.85	4020	90	15.4	12.9	20.1	13.1	✓	小節	
不合格 6	106.22	105.99	120.47	120.58	3998	70	16.7	16.8	22.1	11.2	✓	並	
7	105.76	106.01	120.36	120.61	4063	70	15.2	13.5	17.9	14.3	✓	小節	
8	106.21	105.33	121.69	121.46	4023	70	13.4	12.3	14.8	13.0	✓	並	
9	105.45	105.56	121.88	121.32	4002	90	15.1	10.1	19.7	15.5	✓	並	
不合格 10	105.21	104.98	120.64	121.85	4008	90	16.4	10.1	20.1	18.9	✓	小節	
11	105.63	105.12	121.31	120.15	4075	70	16.6	14.3	19.5	16.1	✓	並	
12	105.00	105.37	121.55	121.19	4035	90	15.2	12.9	16.9	15.7	✓	並	

- 注: 1. 寸法は、実測値を記入
2. 節目の狂い及びその他の欠点、並びに基準の判定は、四面内内の不良面に基づいて行う。

明示方法① 一本毎にラベルを貼付し、品質性能を明示



京都木材規格

登録番号 14-30-10

樹種	スギ
寸法	mm × mm × m 105 × 120 × 4
曲げ強度(強度等級)	E-90
含水率	SD20
等級(材面区分)	並

事業者名(検査担当者)
株式会社〇〇製材所
(担当: 〇〇)

注) 京都木材規格は「みやこ杉木認証制度」と「京都府産木材認証制度」の両方に対応しています。
注) 京都府産木材認証制度による認証を受ける場合、本製品を府認定の取扱事業者から「京都府産認証木材」と指定した上で直接購入している必要があります。

← 明示内容



品質検査記録書

検査実施日	平成 20年 12月 15日	事業者名	〇〇株式会社	品質管理者名	氏名 〇〇〇〇
検査品目・区分	スギ 構造用乾材	材種名	スギ 仕上 仕上材	曲げ強度	強度等級 E-90以上
		表示寸法:	105mm × 120mm × 4m	含水率	20%以下

試料 No.	寸法 (表示寸法と測定寸法との差は75未満 +1.5、75以上 +2)				機械等級 E	含水率 (20%以下)	含水率 実測値 (%)				節目・割れとその他の欠点 (曲がり 狂い及びその他の欠点)	節等級区分 (任意)	結果 適・否
	短辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	長辺 (mm)			測定値1 (%)	測定値2 (%)	測定値3 (%)				
1	105.23	106.01	121.23	120.00	4009	70	16.0	13.8	19.8	14.5	✓	並	
2	106.21	105.98	121.56	120.54	4012	70	16.7	14.5	20.4	15.3	✓	並	
3	105.87	106.51	121.85	120.88	4030	70	17.5	11.8	23.5	17.2	✓	小節	
4	105.54	105.78	121.65	121.12	4450	70	11.8	8.9	16.5	9.9	✓	並	
5	105.96	105.21	120.88	121.85	4020	90	15.4	12.9	20.1	13.1	✓	小節	
不合格 6	106.22	105.99	120.47	120.58	3998	70	16.7	16.8	22.1	11.2	✓	並	
7	105.76	106.01	120.36	120.61	4063	70	15.2	13.5	17.9	14.3	✓	小節	
8	106.21	105.33	121.69	121.46	4023	70	13.4	12.3	14.8	13.0	✓	並	
9	105.45	105.56	121.88	121.32	4002	90	15.1	10.1	19.7	15.5	✓	並	
不合格 10	105.21	104.98	120.64	121.85	4008	90	16.4	10.1	20.1	18.9	✓	小節	
11	105.63	105.12	121.31	120.15	4075	70	16.6	14.3	19.5	16.1	✓	並	
12	105.00	105.37	121.55	121.19	4035	90	15.2	12.9	16.9	15.7	✓	並	

注: 1. 寸法は、実測値を記入
2. 節目の狂い及びその他の欠点、並びに基準の判定は、四面内内の不良面に基づいて行う。

明示方法② 荷口単位(邸別、バンドル等の単位)で品質性能を一括明示し一本毎の明示はしない。



KTS
京都木材規格

登録番号 14-30-10

樹種	スギ
寸法	mm × mm × m 105 × 120 × 4
曲げ強度(強度等級)	E-70
含水率	SD20
等級(材面区分)	並
事業者名(検査担当者) 株式会社〇〇製材所 (担当:〇〇)	

注) 京都木材規格は「みやこ楠木認証制度」と「京都府産木材認証制度」の両方に対応しています。
注) 京都府産木材認証制度による認証を受ける場合、本製品を府認定の取扱事業者から「京都府産認証木材」と指定した上で直接購入する必要があります。

← 明示内容

貼付イメージ



- ← 必須
- ← 必須
- ← 必須
- ← 必須
- ← 構造材のみ必須 ※
- ← 必須 ※
- ← 任意 ※
- ← 必須
- ← 必須

※複数の等級が混在する荷口について、単一等級により表示する場合には、当該荷口に含まれる最下位の等級の区分を記載し、曲げ性能については当該区分の後ろに「以上」と記載すること。

明示方法③ 一本毎に明示はしないが、荷口単位(邸別、バンドル等の単位)で品質性能のデータを提供。ただし、製品とデータが照合できるように製品には一本毎に管理番号等を明示。

明示内容



KTS
京都木材規格

登録番号 14-30-10

事業者名		担当者				
製品管理番号	樹種	寸法 mm × mm × m	曲げ強度	含水率	等級(材面区分)	
1	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-70	SD20	並	
2	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-70	SD20	並	
3	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-70	SD20	4.5	
4	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-70	SD15	並	
5	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-90	SD20	4.5	
7	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-70	SD20	小F	
8	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-70	SD15	並	
9	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-90	SD20	並	
11	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-70	SD20	II	
12	スギ	105mm × 120mm × 4m	E-90	SD20	II	

管理番号明示イメージ



データ添付は必須
(各項目の明示内容は他と同様)

京都木材規格の概要(4)

測定・データ記録・表示の実習

1

性能の明示方法(ラベリング)について

【製品への明示内容】

項目	造作材	構造材
樹種名、寸法	必須	必須
含水率	必須	必須
曲げ性能	表示しない	必須
等級(材面区分)	任意	任意 (基準はJASに準拠)

【ラベル等の貼り直し】

・ラベル等の貼り直しを行う認定事業者は、京都木材規格に基づき、含水率・曲げ性能などの測定を再度行わなければならない。

2

「京都木材規格」という統一ルールで
京都産木材の品質と性能を「測定」し「表示」する



← 明示内容



測定

表示

記録

品質検査記録書

検査実施年月		平成 20年 12月 19日	検査品名		C45-構造用材		品質管理番号		北 京	001 000
検査品目-区分		品名	検査場所	検査員	試験	試験	試験	試験	試験	試験
		品名	検査場所	検査員	試験	試験	試験	試験	試験	試験
試料	検定	検定	検定	検定	検定	検定	検定	検定	検定	検定
1	105.23	106.43	121.23	120.00	4003	10	10.0	10.0	10.0	10.0
2	106.23	105.36	121.36	120.34	4003	10	10.1	10.1	10.1	10.1
3	105.45	106.31	121.31	120.38	4004	10	10.2	10.2	10.2	10.2
4	105.33	105.31	121.45	121.31	4003	10	10.0	10.0	10.0	10.0
5	105.26	105.21	120.26	121.26	4004	10	10.0	10.0	10.0	10.0
6	106.22	105.39	120.41	120.39	3999	10	10.1	10.1	10.1	10.1
7	105.23	106.23	120.26	120.26	4003	10	10.0	10.0	10.0	10.0
8	106.23	105.23	121.23	121.23	4003	10	10.1	10.1	10.1	10.1
9	105.45	105.36	121.36	121.36	4003	10	10.1	10.1	10.1	10.1
10	105.23	106.36	120.36	121.36	4004	10	10.0	10.0	10.0	10.0
11	105.40	105.31	121.31	120.31	4003	10	10.0	10.0	10.0	10.0
12	105.00	105.23	121.23	121.23	4003	10	10.0	10.0	10.0	10.0

図-1.「寸法」は「実測値」を記入。
2.「値」から「規」及びその他の欠点までの基準の増減は、表紙の内の右欄において行う。




3

4

表示における注意事項

(寸法表示)
短辺×長辺×長さの順

(含水率)
18% 13.4%ではなく、
SD20あるいはSD15と表記



登録番号 14-30-10

樹種	スギ
寸法	mm × mm × m 105 × 120 × 4
曲げ強度(強度等級)	E-70
含水率	SD20
等級(材面区分)	並

事業者名(検査担当者)
株式会社〇〇製材所
(担当:〇〇)

注) 京都木材規格は「みやこ産木認証制度」と「京都府産木材認証制度」の両方に対応しています。
注) 京都府産木材認証制度による認証を受ける場合、本製品を府認定の取扱事業者から「京都府産認証木材」と指定した上で直接購入する必要があります。

- ← 必須
- ← 必須
- ← 必須
- ← 必須
- ← 構造材のみ必須 (※)
- ← 必須 (※)
- ← 任意 (※)
- ← 必須
- ← 必須

5

実測データ(野帳)

【実測データ(野帳)】

品質検査記録書

検査実施日	平成 29年 12月 15日	事業者名	〇〇〇株式会社	品質管理者名	氏名 〇〇 〇〇
検査品目・区分	品目 構造用製材 区分 強度等級	樹種名	スギ	仕上	仕上材
		表示寸法	105mm × 120mm × 4m	曲げ強度	機械等級 E-70以上
				含水率	20%以下

試料 No.	寸法 (検査寸法と実寸法の差は5%未満、1%以上0.2%)					等級	含水率	含水率 実測値			備考 (寸法、等級以外の欠点)	結果 (寸法)	備考
	短辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	長辺 (mm)	長さ (mm)			機械等級 (E)	20%以下	測定値1 (%)			
1	105.23	105.01	121.23	120.99	4009	70	16.9	13.8	19.8	14.5	✓	並	
2	106.21	105.98	121.56	120.51	4012	70	16.7	14.5	20.1	15.3	✓	並	
3	105.57	106.01	121.89	120.88	4030	70	17.3	11.8	23.9	17.2	✓	小節	
4	105.54	105.73	121.66	121.12	4459	70	11.8	8.9	16.6	9.9	✓	控	
5	105.98	105.21	120.88	121.85	4030	80	15.1	12.9	20.1	13.1	✓	小節	
6	106.22	105.99	120.17	120.58	3998	70	16.7	16.8	22.1	11.2	✓	並	
7	105.76	106.01	120.36	120.61	4063	70	15.2	13.5	17.9	14.3	✓	小節	
8	106.21	105.33	121.89	121.46	4023	70	13.4	12.3	14.8	13	✓	控	
9	106.15	105.56	121.88	121.32	4002	80	15.1	10.1	19.7	15.5	✓	並	
10	105.21	104.98	120.61	121.85	4068	80	16.1	10.1	20.1	18.9	✓	小節	
11	105.63	105.12	121.21	120.13	4063	70	16.6	14.2	19.8	16.1	✓	並	
12	105.60	105.37	121.56	121.19	4035	80	15.2	12.9	16.9	15.7	✓	並	

注 1、寸法は実測数値を記入
2、節から狂い及びその他の欠点(米の基準)の判定は、四面の内不良面において行う

6

適否判定

【適否判定(野帳)】

品質検査記録書

検査実施年月	平成 29年 12月 15日	事業者名	○○○株式会社	品質管理者名	氏名 ○○○○
検査品目・区分	品目: 橋桁用製材 区分: 機械等級	樹種名	スギ	仕上: 仕上材	曲げ強度: 機械等級 E 70以上
		表示寸法:	105mm × 120mm × 4m	含水率:	20%以下

試料 No.	寸法 (表示寸法と測定寸法との差は75未満 +1.5、75以上 +2)					等級 E	含水率 3か所平均 (20%以下)	含水率 測定値			基準内	不合格の場合 その内容	上面 (任意) 等級区分	結果 適・否
	短辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	長辺 (mm)	長さ (mm)			測定値1 (%)	測定値2 (%)	測定値3 (%)				
1	105.23	106.01	121.23	120.00	4009	70	16.0	13.8	19.8	14.5	✓		並	適
2	106.21	105.98	121.56	120.54	4012	70	16.7	14.5	20.4	15.3	✓		並	適
3	105.87	106.51	121.85	120.88	4030	70	17.5	11.8	23.5	17.2	✓		小節	適
4	105.54	105.78	121.65	121.12	4450	70	11.8	8.9	16.5	9.9	✓		並	適
5	105.96	105.21	120.88	121.85	4020	90	15.4	12.9	20.1	13.1	✓		小節	適
6	106.22	105.99	120.47	120.58	3998	70	16.7	16.8	22.1	11.2	✓		並	否
7	105.76	106.01	120.36	120.61	4063	70	15.2	13.5	17.9	14.3	✓		小節	適
8	106.21	105.33	121.69	121.46	4023	70	13.4	12.3	14.8	13.0	✓		並	適
9	105.45	105.56	121.88	121.32	4002	90	15.1	10.1	19.7	15.5	✓		並	適
10	105.21	104.98	120.64	121.85	4008	90	16.4	10.1	20.1	18.9	✓		小節	否
11	105.63	105.12	121.31	120.15	4075	70	16.6	14.3	19.5	16.1	✓		並	適
12	105.00	105.37	121.55	121.19	4035	90	15.2	12.9	16.9	15.7	✓		並	適

注: 1、寸法は1表測定値を記入

2、節から節及びその他の欠点までの基準の判定は、四面の内の不具合において行う。

7

曲げ強度測定



※HG-2001 (株)ATA

認定機関((一社)京都府木材組合連合会)が所有するハンディタイプの測定器

8